

第15回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成30年9月5日(水)午後1時30分より、第15回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について
第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
- 第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について
第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について
第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

(出席委員)

2番 多田 岳史 3番 徳田 明子 4番 中林 和夫 5番 古川 嘉嗣
6番 井内 英樹 11番 高田 悦和 12番 小島 佳剛 13番 水主 哲寛
14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

1番 久世谷 幸治 7番 多羅尾 英樹 8番 中西 秀友 9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一

(農地利用最適化推進委員)

江口 淳司 水谷 修

(事務局)

西岡 局長 西村 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

(午後 1 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は吉田会長、久世谷委員、多羅尾委員、中西委員、辻委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 9 名、欠席委員 5 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、北浦推進委員、村田推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、山本会長職務代理者、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 1 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、中林委員、古川委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、徳田委員、古川委員です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。
それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」 1 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、 1 番を別添議案書をもとに朗読】

番号 1 の譲渡人は、当該農地が他の経営農地から離れて立地しており、作業効率が悪いと譲渡したいとのこと。譲受人は、営農規模の拡大を図るため取得される見込みです。

本件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長	続きますて、古川委員より現地調査の報告をお願いします。
古川委員	報告します。去る 8 月 2 7 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の安田町 の利用状況ですが、水稲が作付けされており、適正に管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第 1 号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	譲受人のお住まいは街中ですが、農小屋等は当該地付近にあるのでしょうか。
局 長	譲受人は 1 7 , 6 1 2 m ² の農地を経営されていますが、その内訳は京都市に 1 3 , 1 5 1 m ² 、宇治市に 4 , 4 6 1 m ² となっております。おそらく何れかの農地内に農小屋等を所有されているものと思われます。主に水稲と野菜で営農されており、当該許可申請の際に京都市から発行された証明も添付されています。
水谷推進委員	譲受人の経営面積は、水稲だけで専業できる程の規模ではないと思いますが、他に野菜等も作付けされているんですか。
局 長	譲受人は職業欄に会社経営兼農業と記載されておりまして、最近農業に携わる法人を立ち上げられたと聞いています。個人名義で経営されている農地のほか、法人名義でも久御山町等の農地を利用権設定で借り受けられており、農業経営をされています。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 引き続きまして、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。

<p>局 長</p>	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して7件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番から7番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>まず番号1から5までの農用地利用集積計画ですが、これらは農地中間管理事業による農地の貸付けを行うために、先ず、農地所有者から、農地中間管理機構である一般社団法人京都府農業会議に賃借権の設定を行うものでございます。</p> <p>これら5件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>次に番号6及び7ですが、これらは農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の出し手に係る利用集積計画でございます。</p> <p>番号6の所有権を移転する者は、営農規模縮小のため、当該農地を譲渡したいとのことであります。</p> <p>番号7の所有権を移転する者は、離農されるため、これら2筆の当該農地を譲渡したいとのことであります。後ほど第3号報告にて説明させていただきますが、もともと3年間の賃借権による利用権を平成31年3月末日まで設定されていましたが、平成30年8月13日に借人との間で合意解約されておられます。</p> <p>これら2件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、古川委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>古川委員</p>	<p>報告します。去る8月27日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の安田町、及び の利用状況ですが、何れも水稻が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の安田町 の利用状況ですが、水稻が作付けされており、適正に管理されていました。</p>

	<p>番号3の安田町 及び の利用状況ですが、水稲が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号4の安田町 の利用状況ですが、保全管理の状態、不作付地ですが雑草はありませんでした。水を張った状態でした。</p> <p>番号5の安田町 の利用状況ですが、やや雑草が多いですが、ネギが作付けされていました。</p> <p>番号6の伊勢田町 の利用状況ですが、水稲が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>番号7の槇島町 及び の利用状況ですが、水稲が作付けされており、適正に管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
江口推進委員	<p>当該地については、現時点では貸人が耕作されているのでしょうか。それとも借人が管理しているのでしょうか。</p>
局長	<p>たとえば米は収穫時期があるので、田に関しては作業受託者や本人等が管理されているものと思います。番号7につきましては稲刈りまで借人が行うと聞いております。機構から借人もしくは譲受人へ権利が移っていない段階では、やはり貸人または譲渡人に管理責任があるのではないかと思います。</p>
江口推進委員	<p>正式には農業委員会を 통해서からということですね。</p>
議長	<p>実際に誰が管理するかはともかく、借人に権利が設定されるまでは所有者の責任かと思えます。</p>
水谷推進委員	<p>民間同士の利用権設定ならともかく、公の機関である機構が正式に引き受けたなら、法律的に管理責任は機構にあるんじゃないでしょうか。稲刈りの時期までは貸人が管理する等、特約条件をつけておかないといけないんじゃないですか。</p>
局長	<p>今回の貸借に関しては、所有者から機構へ9月28日頃に権利が設定される予定です。少なくともそれまでの期間は所有者の管理が必要だと思います。農業委員会では利用集積計画を承認し、利用配分計画の案のとおりで良いか意見を申し上げる形になり、正式には配分計画が決定されてから借人へのマッチングが完了</p>

	<p>する流れです。</p> <p>特例事業による所有権移転の場合は、9月27日頃に機構へ引き渡される予定です。10月以降の農業委員会で承認がなされた後、譲受人へ正式に譲渡されます。手続き的には、譲受人へ渡るのは概ね2ヶ月後になります。</p>
水谷推進委員	<p>稲刈りの時期に機構が権利を有しているとなると、どうなるのでしょうか。</p>
多田委員	<p>水谷推進委員は、機構が権利を有している間の作物の所有権はどうなるのか、特約はあるのかということを知っているのだと思います。</p>
議長	<p>作物の所有権は誰が持っているのかということですね。米であろうが野菜であろうが、収穫物についてどちらが権利を有しているのかということですが、水谷推進委員が仰ったように特約条件によって約束はできているんじゃないでしょうか。普通はそうだと思います。</p>
局長	<p>所管の農林茶業課に確認し、後ほど答弁いたします。基本的には所有者が作付けしているなら、収穫物も所有者のものになると思います。また、権利が移る前から準備行為で受け手が耕作を始めることもできるとは聞いております。</p>
中林委員	<p>現地調査の説明によると現在作付けされている所もありましたので、機構として貸人に対しいつまでに収穫を終えてほしいと言った約束事もあるんじゃないかと思います。</p>
議長	<p>番号4及び5の貸人の住所氏名欄については、相続人の登記が済んでいないからこのような表記になっているのでしょうか。</p>
局長	<p>仰るとおりです。</p>
小島委員	<p>番号5はネギが作付けされているとのことですが、すぐ田に戻せる状態なんですか。地上げはされていますか。</p>
古川委員	<p>地上げはされていません。水を入れたら田にできる状態でした。</p>
次長	<p>作物の所有権について農林茶業課に問い合わせしましたところ、先の耕作者のものであるとのことでした。その取り決めについては話し合いによるもので、書面で書きとめたものはないということです。何故かと申しますと、機構の担当者</p>

議 長	<p>の方針によるものとのことでした。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」一括して 2 件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第 3 号議案、1 番から 2 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>「第 3 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」ですが、同条第 2 項に基づき、農地中間管理機構は、まず市町村に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができるとあり、同条第 3 項に、利用配分計画案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとされており、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>各市町村に「連絡調整会議」を設置し、マッチングのための農用地利用配分計画原案を協議することとなっておりますが、同会議は去る 6 月 28 日に開催されています。水谷推進委員及び高田委員に加わっていただき、京都府、京都府農業会議の現地推進役、農協、巨椋池土地改良区及び農業委員会による当配分計画原案の協議を経ております。</p> <p>農地中間管理機構による借受希望者の募集状況は、「借受希望者一覧表」のとおりでございます。</p> <p>農用地利用配分計画は、農地中間管理事業規程第 6 条に基づき貸付先決定ルー</p>

ルによることとされています。

- 1、貸付希望農用地等を現に耕作している借受希望者
- 2、貸付希望農用地等に隣接する農地で耕作する借受希望者
- 3、1、2で決まらない場合の貸付けの決定方法ですが、地域内に借受希望者が居る場合は、その地域内の認定農業者及び認定新規就農者を優先者とします。

次に本市の京力農場プランの中核的担い手に位置づけられている農業者でございます。その他の場合として、貸付希望農用地等において耕作条件が良い借受希望者とのマッチングを優先的に行うとなっています。

続きまして、別図1「マッチングの参照地図」をご覧ください。

これは、氏が所有されている安田町 他4筆と、近隣の経営農地の所在状況を示しております。当該農地における農作業の受委託は、5筆何れもございません。なお、所有者 氏の意向によると、5筆全部を同じ耕作者に預けたいとのことでありますので、今回は、5筆全てを一人の担い手に預けるべく配分計画を立てるものでございます。

ピンクの当該農地に対して、緑色が借受希望者一覧表、平成28年度第1回登録番号 氏の経営農地、黄色が同年度第1回登録番号 氏の経営農地、オレンジ色が同年度第1回登録番号 氏の経営農地であり、紫色が同年度第2回登録番号 氏の経営農地、水色が同年度第2回登録番号 氏の経営農地です。

貸付先決定ルールに基づき、認定農業者及び認定新規就農者のうち距離がほぼ同じ 氏と 氏を比較検討しまして、集積面積の少ない 氏を上位にし、配分することになりました。

次に別図2「マッチングの参照地図」をご覧ください。

これは、氏が所有されている安田町 並びに 氏が所有されている同町 及び と、近隣の経営農地の所在状況を示しております。当該農地における農作業の受委託は、3筆何れもございません。

ピンクの当該農地に対して、緑色が平成28年度第2回登録番号 氏の経営農地、黄色が同年度第1回登録番号 氏の経営農地、オレンジ色が同年度第1回登録番号 氏の経営農地、紫色が平成29年度11月登録番号 氏の経営農地、水色が同年度第2回登録番号 氏の経営農地、斜線が平成28年度第1回登録番号 氏の経営農地です。

貸付先決定ルールに基づく順番で意向を聞いたところ、隣接農地で耕作されている 氏が辞退され、次に距離が一番近い 氏が辞退され、その次に距離が近い 氏に配分することになりました。

	<p>次に別図3「マッチングの参照地図」をご覧ください。</p> <p>これは、氏が所有されている安田町 並びに 氏他2名が所有されている安田町 と近隣の経営農地の所在状況を示しております。当該農地における農作業の受委託は、2筆何れもございません。</p> <p>ピンクの当該農地に対して、緑色が平成28年度第1回登録番号 の 氏の経営農地、黄色が平成29年度11月登録番号 の 氏の経営農地、オレンジ色が第2回登録番号 の 氏の経営農地、紫色が同年度第1回登録番号 の 氏の経営農地、水色が同年度第2回登録番号 の 氏の経営農地、斜線が平成28年度第1回登録番号 の 氏の経営農地です。</p> <p>貸付先決定ルールに基づき、隣接農地で耕作されている 氏に配分することになりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>局長が口頭で説明された貸付ルールの変更について、農林茶業課に対して農業委員会にも情報が渡るようにしてほしいと伝えつつもりなんです、変更された書面が届いているなら委員に配付してくれませんか。</p>
局 長	<p>農林茶業課と連携できておらず、申し訳ございません。仰るとおり、ルール変更があれば記載されたものをその都度委員の皆様にお渡しするべきだと思いますので、後日になりますが配付させていただきます。</p>
中林委員	<p>別図についてですが、同じ候補者でも図によって色が違うので、統一してもらいたいと思います。</p>
局 長	<p>申し訳ございません。当該別図は、機構の連絡調整会議の資料を流用させていただいております。確かに中林委員の仰ったように統一性がないとは感じておりました次第です。今後の課題として、見易くなるよう努めたいと思います。</p>
中林委員	<p>農林茶業課が作った資料なんですね。</p>
局 長	<p>仰るとおりです。</p>
議 長	<p>中林委員の意見については、事務局から農林茶業課に伝えておいてください。</p>

水谷推進委員	<p>以前も申し上げましたが、今決まっているルールでは当該農地に近い場所で耕作している方、つまり沢山の農地を有している方ほど有利になります。集積という形ですので、全国的にはそれで良いのだと思いますが、ある程度公平にしようとしても近場に農地を所有している人がまた次の集積も優先者になる確率が高いと思います。今のままでは、どんどん同じ人に農地が固まっていきます。</p> <p>ルールどおり進められていることですので、今回の集積に異議を唱えることはできませんが、今後も今のルールで良いのかどうかは委員や現場の声を聞いていかなければいけないのではないのでしょうか。本当に今の形が最適なのか、農家の代表たる農業委員会として、委員のルールに対する意見を出していくべきではないかと思います。</p>
議 長	<p>今後のやり方についての意見ですね。その意見は連絡調整会議では出なかったのでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>そういう意見はありました。</p>
多田委員	<p>番号1に関して、別図1を見てみると　さんが当該農地に近いですが、さんは今までたくさん集積されてきたから、今回は　さんになったということでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>説明では、　さんと　さんはほぼ同距離ということですが、私的には、さんは直線、　さんは堤防があるので実質近いのは　さんになると思いますが、図面上だけ見て同距離とされているということですが。現在のルールでも、同じ距離なら、過去に集積されている人よりもされていない人を優先することにはなっています。</p>
議 長	<p>今後の課題としては、新規就農者にいつまでも順番が回ってこないということもひとつかと思いますが。農業委員会としても、ルール改定に向けて意見交換をしていかないといけないのではないのでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>ルール上は認定農業者も認定新規就農者も同等の扱いにはなりましたが、新規の方は農地を所有していません。同じ立場になっても、近隣に農地がないと回ってきません。現在のルールを守って優先順位を決められているので、案に対して賛成だとか反対だという話ではできません。ルール自体を改定していかなくてはならないと思います。</p>

議 長	<p>集積の趣旨としては現在のルールで良いのだと思いますが、今のままではいつまでも新規就農者の方に配分されませんね。よりベストな方法はないのでしょうか。</p>
局 長	<p>現在のルールにつきましては、今回の機構の連絡調整会議ではなく、水谷推進委員と 元委員に出席していただいた前年度の連絡調整会議にて、機構案件の事務を所管している農林茶業課から、機構の原案をもとに、宇治市としてはこう言った形が良いのではないかと意見を積み上げて作られたと聞いております。法理論で言えば、国の目的は担い手に農地を集積・集約するための制度ですので、それが公平かはともかく、法の趣旨としては現在のルールで良いのだらうと思います。では、ルールどおりでなくイレギュラーなケースも認めていくとなると、今度は受け手への説明が難しくなります。</p> <p>水谷推進委員が仰ったように、認定農業者と認定新規就農者で順位の差がついていた件については、今回整理されたという点があります。この件に関しては私も一歩前進したのではないかと思います。おそらく農林茶業課も、現在のルールが100%とは考えておりません。農業委員会として、こういったケースではこのようにしましよと、こうしたらより良くなるのではと委員さんの総意で具体的に意見をまとめていただいて、農林茶業課へ伝えていけばルールを改定していただくことも可能ではないかと私は思っています。理想と現実のギャップもあります。なかなか総会で意見をまとめることも、事務局だけで動くこともできませんので、たとえば農地部会等で話し合っただき、意見がまとまれば農林茶業課に提案していくことはできるかと思います。農林茶業課も、現在のルールを固持している訳ではありません。</p>
議 長	<p>水谷推進委員、5名の推進委員の中ではそういったことは話し合いされているのでしょうか。</p>
水谷推進委員	<p>その件について、推進委員で会議をした訳ではありません。</p>
議 長	<p>今後の課題ですね。</p>
水谷推進委員	<p>かといって回覧もありません。他市町では宇治市のようにきちんと書いていない、もっとざっくりしたものだとは聞きました。そのほうが応用が利く面もあればデメリットも、どちらにしても両方があると思います。</p>
小島委員	<p>確かに今のルールのままでは、宇治市の農地は全て1軒の農家に集約されてし</p>

水谷推進委員	<p>まうことになります。皆が農業で生活をしています。100軒の農家がいるなら100軒の農家が生業を続けていけるようにするのが、宇治市の農業委員会じゃないでしょうか。全部が良い方向になるよう意見を出していけたらと思います。</p> <p>とりあえず現在の宇治市のルールブックと、近隣他市町のルールも手に入れてもらって協議できたらと思います。</p>
議 長	<p>おそらく他市町でも悩んでいるところはあるでしょう。良い取り組みは参考にしていけたらと思います。</p>
局 長	<p>委員さんのご意見を受けまして、所管しております農林茶業課に要請し、近隣他市町も含めルールについては入手していきたいと思います。先ほど農地部会を例に出しましたが、当該案件は農地利用最適化推進委員さんに検討していただくのが最適ではないかと考えています。</p>
水谷推進委員	<p>どこかでまとめるにしても、全員協議会で聞いてもらったほうが良いんじゃないですか。</p>
議 長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって、「第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、異議なしと認め、宇治市長に対し農業委員会の意見は「特になし」として報告いたします。</p> <p>引き続きまして、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して3件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第4号議案、1番から3番を別添議案書をもとに朗読】</p>

	<p>番号1から番号3につきましては、いずれも被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
徳田委員	<p>報告します。去る8月27日、事務局の案内で古川委員と現地調査に行っていました。</p>
	<p>番号1の菟道 の利用状況ですが、畑の状態、カボチャやナス等が作付けされておりました。被相続人の代から、体験型の農園利用方式として利用されているとのこと。</p>
	<p>番号2の小倉町 の利用状況ですが、水稲が作付けされており、きれいな状態で管理されていました。</p>
	<p>番号3の菟道 の利用状況ですが、茶畑として整備されており、きれいに除草され、いつでも植えられる状態でした。</p>
	<p>菟道 の利用状況につきましては、茶畑としてきれいに整備されていました。</p>
	<p>菟道 の利用状況につきましては、一面が茶畑になっており、きれいに植わっていました。</p>
	<p>菟道 の利用状況につきましては、北側はきれいに茶畑として整備されており、南側についても除草されきれいな状態で管理されていました。設備等の敷地になっているところは申請面積から外されております。</p>
	<p>榎島町 及び の利用状況につきましては、一面が茶畑になっており、きれいに植わっていました。</p>
	<p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第4号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
水谷推進委員	<p>番号3の地図番号6についてですが、農業用施設はどこにあるんですか。</p>
局 長	<p>申請から除かれている部分については、地図上で示しておりません。地図番号6の図形の西側に2つほど点線で囲まれた場所がありますが、その部分が倉庫になります。更に西側の部分はアスファルト舗装された通路や農作業場となっております。</p>

	<p>り、お示ししている農地部分から省かれている箇所全体が施設用地です。</p> <p>農業用倉庫につきましては、今回の全員協議会で報告いたしますが、その際の説明別図にて倉庫箇所を示しています。議案の地図は農地部分のみを網掛けしてお示ししております。</p>
水谷推進委員	<p>今までの議案の地図では、倉庫の部分も網掛けして出していたんじゃないですか。全体を実線で囲んでいたように思います。</p>
局長	<p>網掛けしているのは、あくまで耕作農地のみです。今までも耕作農地のみを網掛けしており、今回の議案の地図でのお示し方法についても変更はしておりません。今後、倉庫の部分も分かるようにお示しするべきとのことでしたら、次回から変更することは可能です。全員協議会の別図資料では、農地全体の内、倉庫の部分がどこにあるのかお示しはしております。</p>
徳田委員	<p>現地調査のときは農地全体を網掛けして、倉庫部分を白く抜かれていました。</p>
局長	<p>農地の部分の真ん中に施設がある場合は、外して網掛けをすることはできませんので、倉庫部分を白く抜いております。この度の現地調査の際に調査委員さんと話し合い、当該部分を除外すべきものとなりましたので、届出を案内し農地全体の面積から除外したため地図の網掛けを変更した経過がございます。これにより倉庫部分が申請部分の端よりも外になりましたので、倉庫部分を示す必要性もなくなったということです。</p>
議長	<p>今後については、倉庫部分も分かるように作ってもらうということで宜しいでしょうか。</p>
徳田委員	<p>議案書には全体の面積も記載されているので、地図にも農地全体の形が分かるようになっているほうが良いと思います。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p>

<p>局長</p>	<p>引き続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。</p> <p>それでは、第1号報告から第3号報告まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>お手元の資料に基づきまして、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」4件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第1号報告、1番から4番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1から3につきましては、それぞれの当該地3筆が南北に連坦しており、そこに居宅が建っております。顛末書によりますと、昭和30年頃に亡き祖父が農地法を知らずに、3筆とも住宅敷地として整備し、今日まで使用されてきたとのことでございます。</p> <p>番号4につきましては、2階建て鉄骨造りの精密機械工場を建設される予定です。所有者自ら建築されるとのことです。なお、平成30年8月23日付けで都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を得ておられます。</p> <p>以上4件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>【第2号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、鉄道施設等として整備される予定です。なお、鉄道施設用地取得の目的で公共施設等の設置にかかる行為に当たるため、議案書記載の通り生産緑地法第8条第4項による生産緑地地区内行為届が出されており、行為制限を受けずに農地転用ができるものでございます。</p> <p>また、当該地は、平成22年12月6日に農業委員会において市民農園整備促進法に基づき承認決定した「 老人園芸ひろば」ですが、当該園芸ひろばは、当該複線化事業の関係で平成29年4月1日より休園中であり、関連工事が終了し再整備後、再開される予定です。その際、改めて市民農園整備促進法第7条に基づく整備運営計画の変更承認手続を得る予定です。</p>
-----------	--

	<p>本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>引き続きまして、「第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」1件のご説明を申し上げます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による届出手続は、賃貸借の契約がなされている農地を所有者に返還するため行うものでございます。なお、当該農地に係る賃貸借は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところによる利用権設定でございます。利用権の存続期間の途中で解約しようとする場合は、当事者双方の合意による解約が必要であり、この届出による通知をもって、双方の意思により合意解約がなされております。</p> <p>【第3号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>本件につきましては、番号1は平成30年8月13日付けで、賃貸借の解除の届出について受理し、農地法第18条第6項の規定に基づき、すでに書面で受理の通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
水谷推進委員	第1号報告の番号1から3ですが、当該地は昔から車屋だったはずですが、顛末書には昔から居宅と記載されているとのことですが、居宅ではなく事務所だと思います。
局 長	顛末書には、車屋であったということは記載されておりません。事務局で現地確認はしておりますが、自動車が駐車されていても自己用か否かは判断できません。見た目は宅地でしたので、書面も整っていたため受理をいたしました。
議 長	実際は車がとまっていて、事務所があったという報告をしたほうが正しいのではないかと、そのように報告をしてくださいということですね。確かに居宅と聞くと、本当に家が建っているのかと誤ってしまいます。
局 長	先ほど居宅と説明しましたが、正しくは住宅敷地と記載されておりました。申

<p>水谷推進委員</p>	<p>し訳ございません。実態が店舗や事務所であるのかどうかといった所までは調査権限がありませんので、届出人が仰っていることを信用して、違和感がありませんでしたので届出を受理いたしました。</p> <p>たとえば、こういった場合の利用状況は事業用地と記載してはどうでしょうか。本件を認めないということではありませんが、現状と利用状況が乖離しているのは如何なものかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今後気をつけて確認してもらおうようにします。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。</p>

(午後3時10分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____